

早島農業振興地域整備計画見直し 地元説明会



早島町 建設農林課

- 
1. 本町の農業振興地域について
 2. 計画見直しの目的と方針
 3. 農業生産基盤整備の推進について
 4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について
 5. アンケート調査の実施について



1. 本町の農業振興地域について

1. 本町の農業振興地域について

(1) 農業振興地域の指定状況

平成20年8月 変更

「岡山県農業振興地域基本方針」

主体：県 同意：国



指定区域名：早島区域

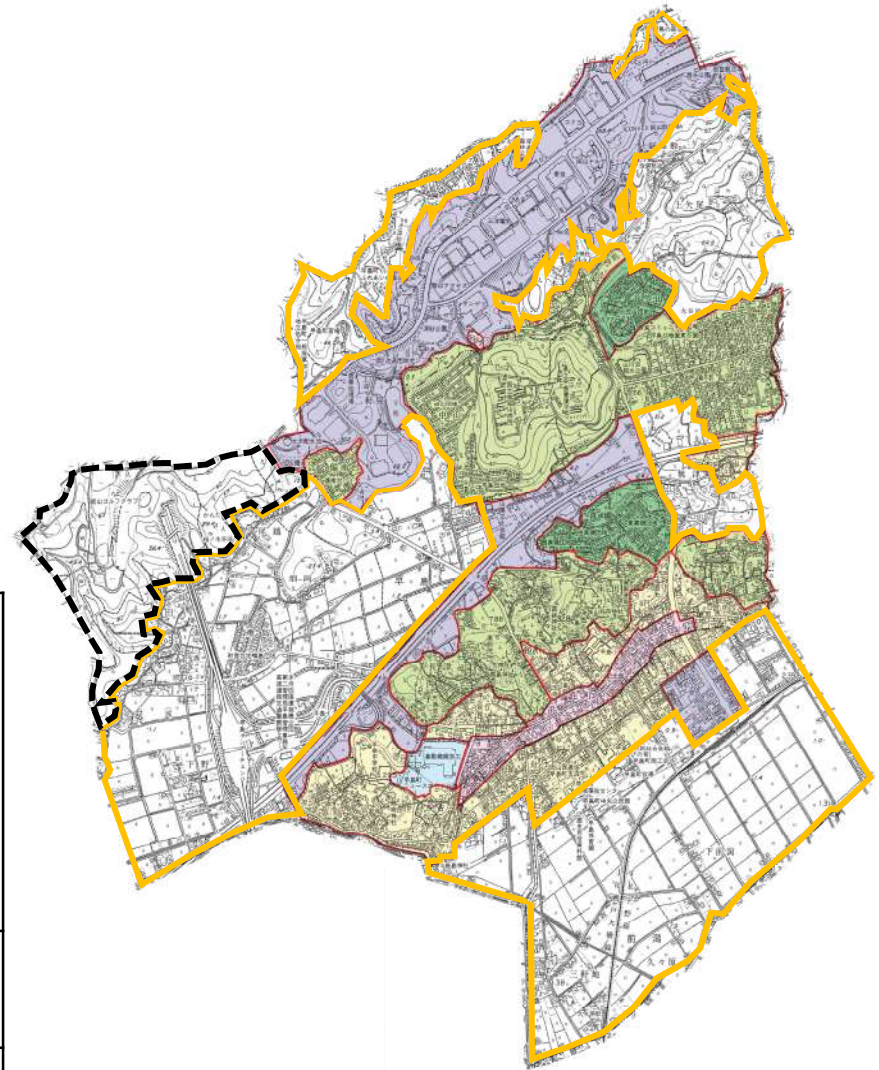
指定範囲：市街化区域及び流通業務地等
を除いた区域

指定規模：390ha

○指定当時の本町土地利用の区分

単位 (ha)

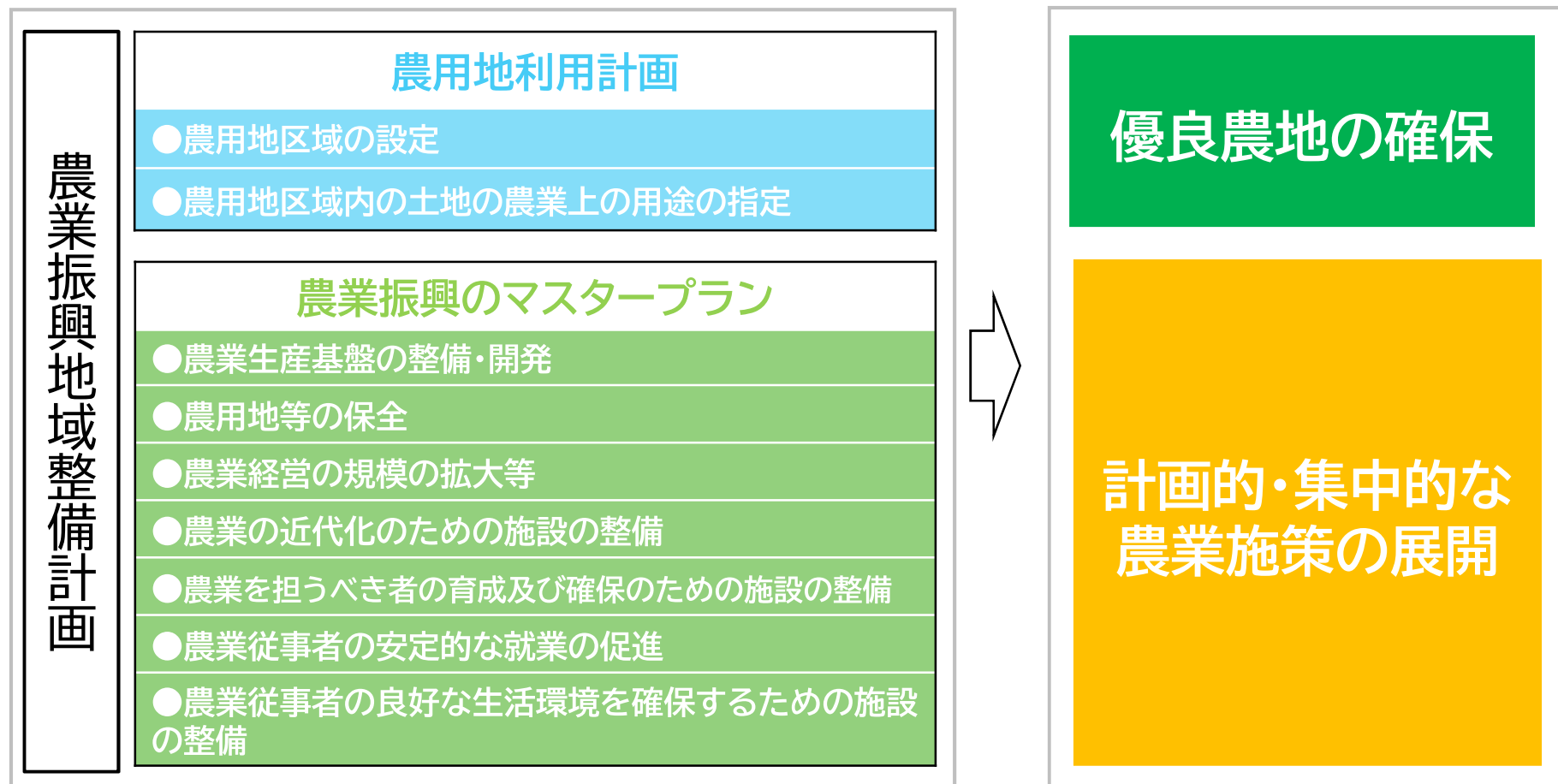
市街化 区域	 第一種低層住居専用地域	325
	 第一種中高層住居専用地域	
	 第一種住居地域	
	 近隣商業地域	
	 準工業地域	
	 工業地域	
市街化 調整区域	 流通業務地及びゴルフ場	47
	 農業振興地域	<u>390</u>
町全域		762



1. 本町の農業振興地域について

(2) 農業振興地域整備計画とは

- 農業振興地域の指定を受けた市町村は、都道府県知事の同意を得て、農業振興地域整備計画を定めなければなりません。
- 農業振興地域整備計画は、優良農地を確保・保全するとともに、農業施策を計画的かつ集中的に実施するための農業振興の総合的な計画です。



1. 本町の農業振興地域について

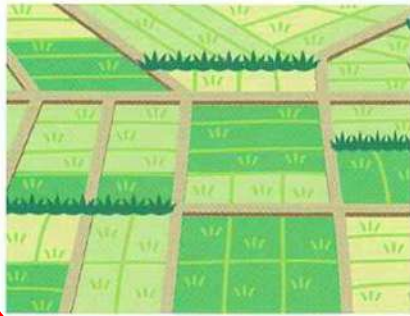
(3) 農用地利用計画とは

市町村は**おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地**として**農用地区域を設定**します。また、農用地区域内にある土地の農業上の用途も区分して定めます。

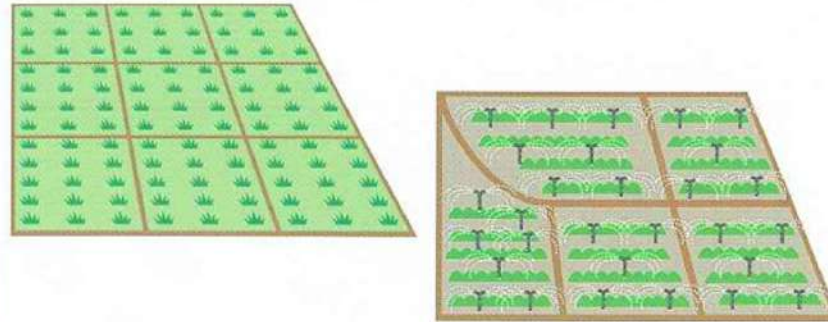
農用地区域に設定すべき土地

次のような土地は、農用地区域に設定することとなります。※現行基準です

① 10ha以上の集团的農用地



② 土地改良事業等の対象地



③ 土地改良施設用地



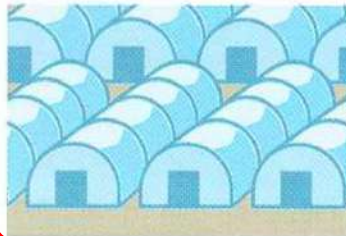
④ 農業用施設用地

(2ha 以上のもの又は①、②に隣接するもの)

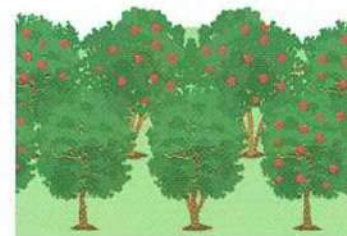


⑤ 地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地 (例)

野菜団地



果樹団地



棚田



 : 早島町における該当基準

1. 本町の農業振興地域について

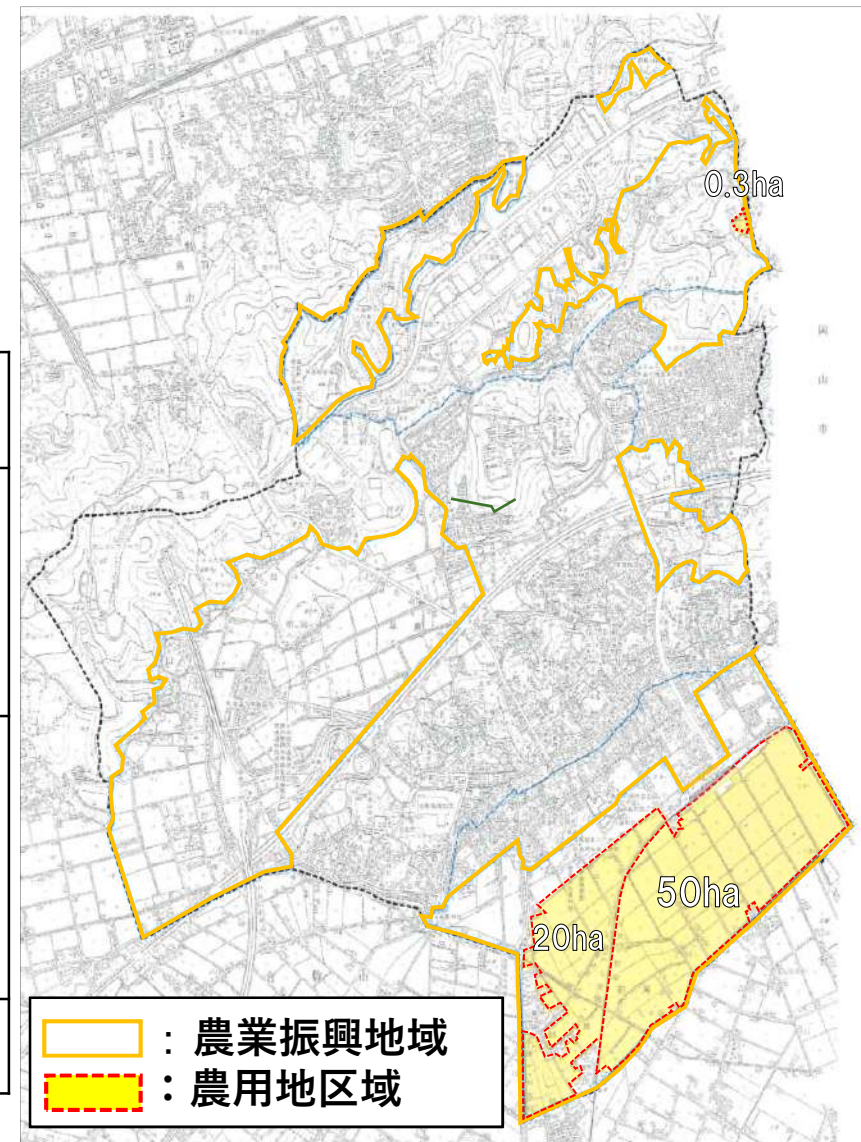
(4) 早島町における農用地区域の設定状況

平成20年11月 策定
「早島農業振興地域整備計画」

主体：町 同意：県

●農用地利用計画

地区名	該当基準	規模
前潟	10ha以上の集团的農用地 ※H20設定当時の基準は 20ha以上	70.6ha
矢尾	地域の農業の振興を図る 観点から設定する必要がある土地（果樹団地）	0.3ha
合計		70.9ha



引き続き優良農地の保全にご理解とご協力をお願いいたします



2. 計画見直しの目的と方針

(1) 計画見直しの目的

平成20年の計画策定から約15年が経過した今日までの間、農業生産基盤整備の遅れ、農業者の高齢化や後継者不足、米価下落など本町農業を取り巻く環境は多くの課題に直面し深刻化しています。



より魅力的かつ持続的な本町農業の実現を目指し、現状と課題に対する農家の皆さまからのご意見・ご提案を踏まえ、現計画の見直しを行います。

(2) 計画見直しの方針

魅力的かつ持続的な農業

農業生産基盤整備の推進

計画的な水路整備
ほ場整備事業の検討

水田における 「儲かる農業」の実現

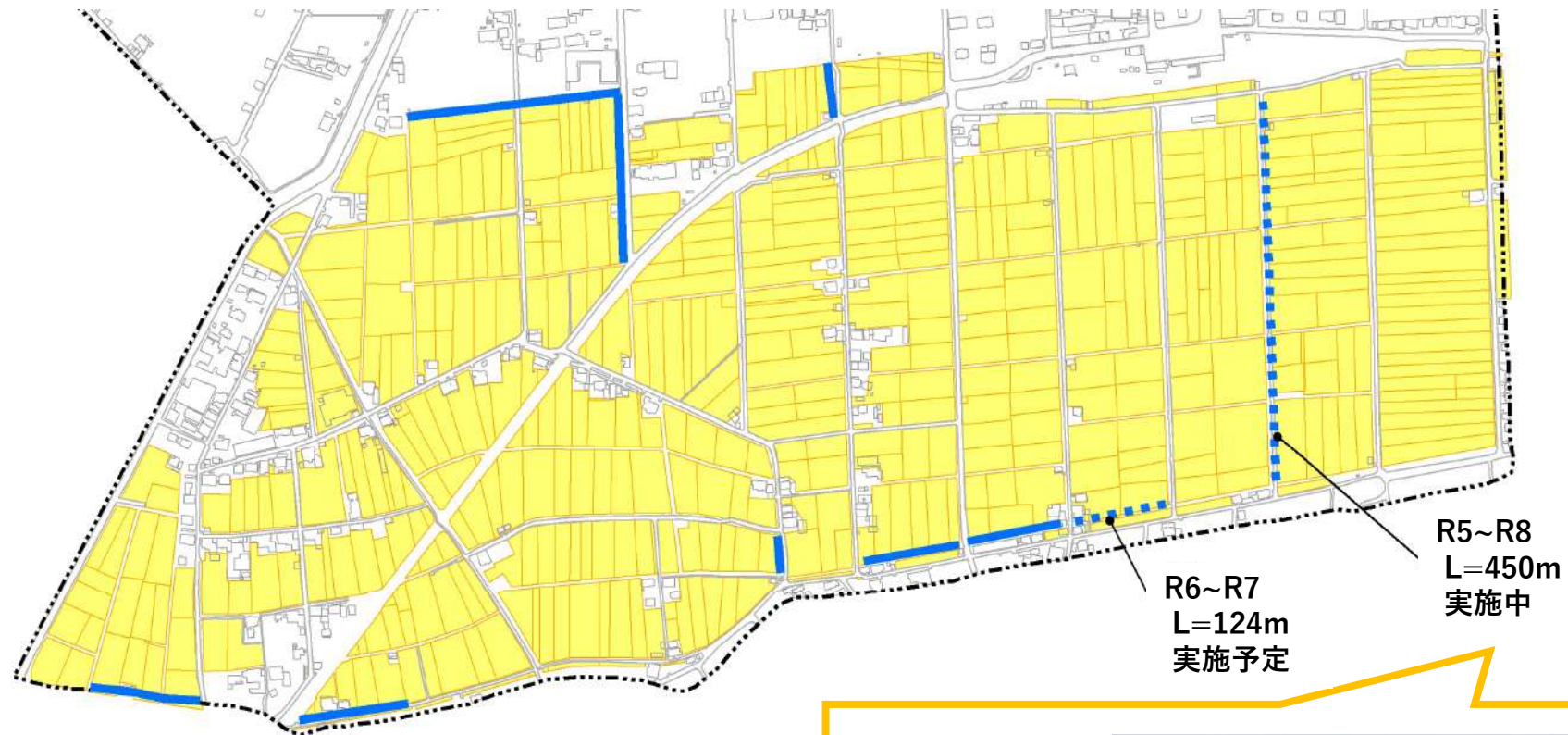
主食用米からの作付転換
集落営農組織の設立



3. 農業生産基盤整備の推進について

3. 農業生産基盤整備の推進について

(1) 農用地区域内の水路整備実績



凡例

水路整備箇所

— H20指定後水路整備実績 L=1100m

- - - 実施中・実施予定

■ 農用地区域

⋯ 行政区域

※国庫補助事業

【負担割合】

国：50%

県：5%

町：45%

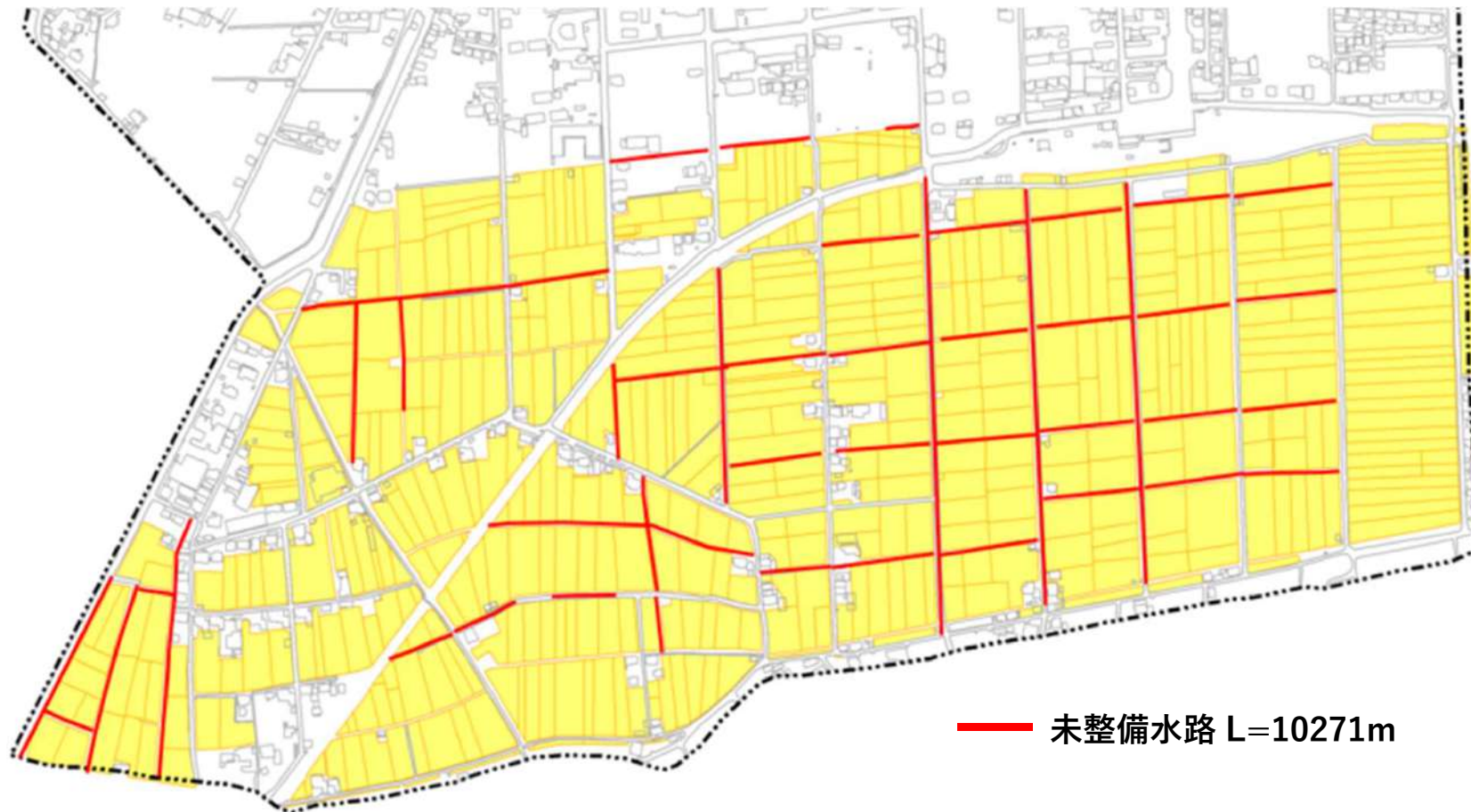
【補助要件】

農振農用地



3. 農業生産基盤整備の推進について

(2) 農用地区域内水路の未整備状況



60%の水路が未整備の状態です

3. 農業生産基盤整備の推進について

(3) 農用地区域内水路の今後10年の整備方針

【現状】

- 60%の水路が未整備の状態です
- 道路護岸の浸食が進み車両通行に支障が生じています



【今後10年の整備方針】

道路に隣接する水路の整備を優先的にを行います



整備前



整備後イメージ

3. 農業生産基盤整備の推進について

(4) 今後10年での整備予定水路



凡例

水路整備箇所

— H20指定後水路整備実績 L=1100m

- - - 実施中・実施予定

— 今後10年での整備予定

■ 農用地区域

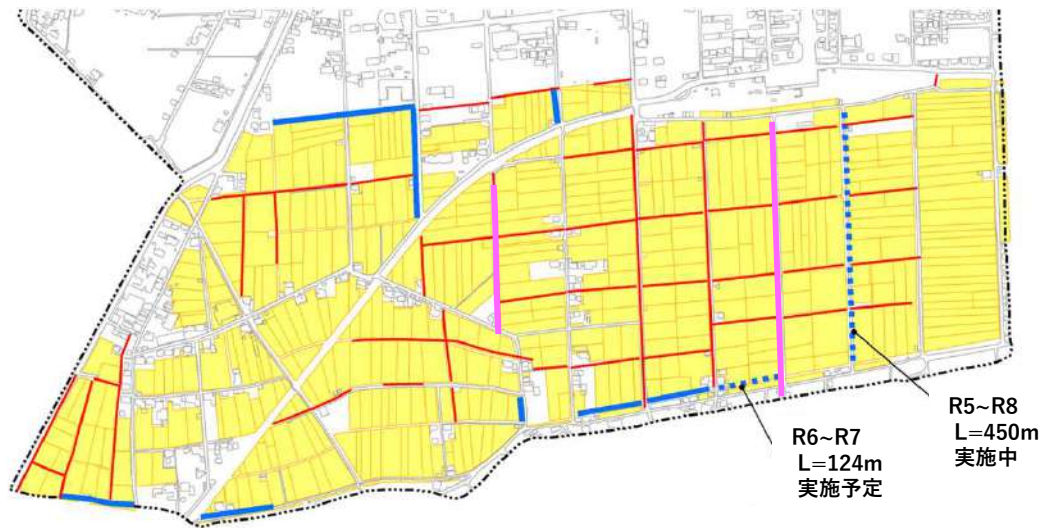
--- 行政区域

R6~R7
L=124m
実施予定

R5~R8
L=450m
実施中

(5) 長期的な水路整備の展望

令和16年度末時点 水路整備状況（見込）		
整備済	7325m	43.9%
未整備	9351m	56.0%



未整備水路延長 (A) = 9351m
年間水路整備延長(B) = 200m/年
水路整備完了までの年数 (A/B) = あと47年



「ほ場整備事業」の実施により水路整備が加速します

3. 農業生産基盤整備の推進について

(6) ほ場整備事業の概要

●ほ場整備事業とは・・・農地の区画整理と農道及び水路整備を総合的、面的に行う事業です

工事のイメージ

【農地】

未整備の水田

整備済の汎用水田

【農道】

未整備の農道

整備済の農道

【用水路・排水路】

用排水兼用の土水路

用水（水田利用）

水稲用の大口径バルブと畑作用の小口径バルブを備えた給水工を設置

用水（畑地利用）

田面より1m程度低い位置に排水路を設置

効果

●稲作労働時間の推移

(時間/10a)

事業実施前	事業実施後
50	24

5割に短縮

労働時間が削減

●米の生産費の推移

(千円/10a)

事業実施前	事業実施後
150	98

2/3に低減

生産コストの低減

●ほ場整備実施前後における生産面積の推移（市西地区）

(ha)

事業実施前	事業実施後
136	159

飼料作物
野菜(レタス、たまねぎ等)
水稻

経営拡大に取り組みやすくなる

16

3. 農業生産基盤整備の推進について

(7) ほ場整備事業に係る地元負担について

兵庫県HPより

● ほ場整備事業に係る地元負担金の目安

事業費は、地域の地形勾配や区画、水路延長、取水方法等によって大きく増減しますが、下表の①と②を掛けた金額③が 10a 当たりの負担金の目安となります。※

① 事業費		② 地元負担率			③ 負担金
一般地域 10a当たり事業費	概ね 200万円	×	県営事業での負担率	12.5%程度	= 概ね25万円/10a
			団体営事業での //	20%程度	
中山間地域 10a当たり事業費	概ね 250万円	×	県営事業での負担率	7.5%程度	= 概ね19万円/10a
			団体営事業での //	15%程度	

※活用する補助事業のメニューや担い手への農地集積による負担軽減策に取り組むことで、負担金を大幅に減らし、ほぼゼロに近づけることも可能。

ほ場整備事業の実施、地元負担金に対するお考えをお聞かせください

3. 農業生産基盤整備の推進について

(8) 汐入川排水機場の更新について

【事業概要】

排水能力の向上を目的に施設の建て替えを実施。

(既設) $1.9\text{m}^3/\text{s}$ $\Rightarrow$ (更新) $6.0\text{m}^3/\text{s}$

【期待される効果】

農地の湛水、農業倉庫並びに宅地の浸水被害が大幅に軽減

【事業主体及び工事期間】

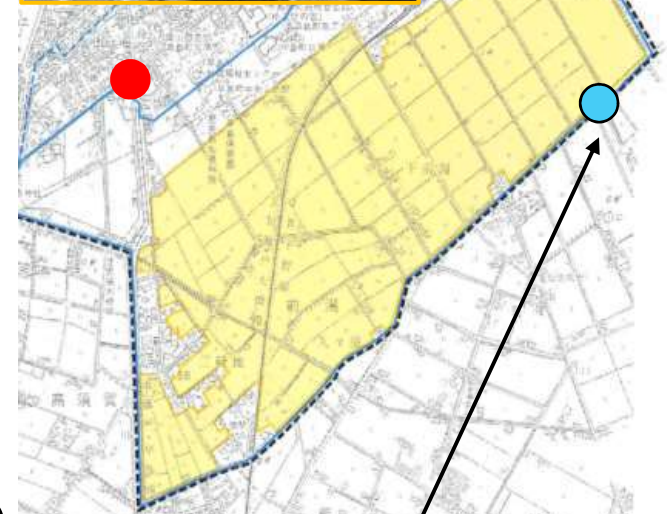
主体：岡山県 工事期間：R7~R11（予定）

【補助要件】

農振農用地区域

【負担割合】

国：50% 県：30% 町：20%





4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

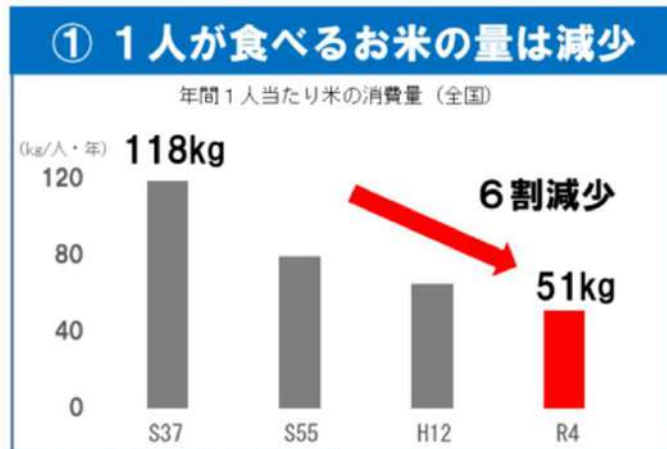
～ 主食用米からの作付転換～

～ 集落営農組織の設立～

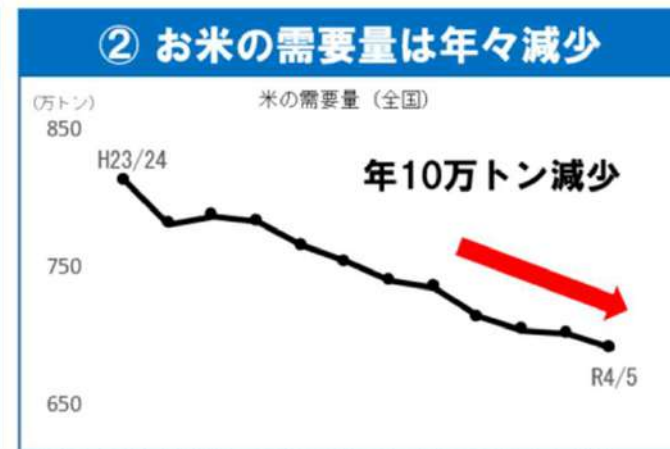
4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

(1) 主食用米からの作付転換

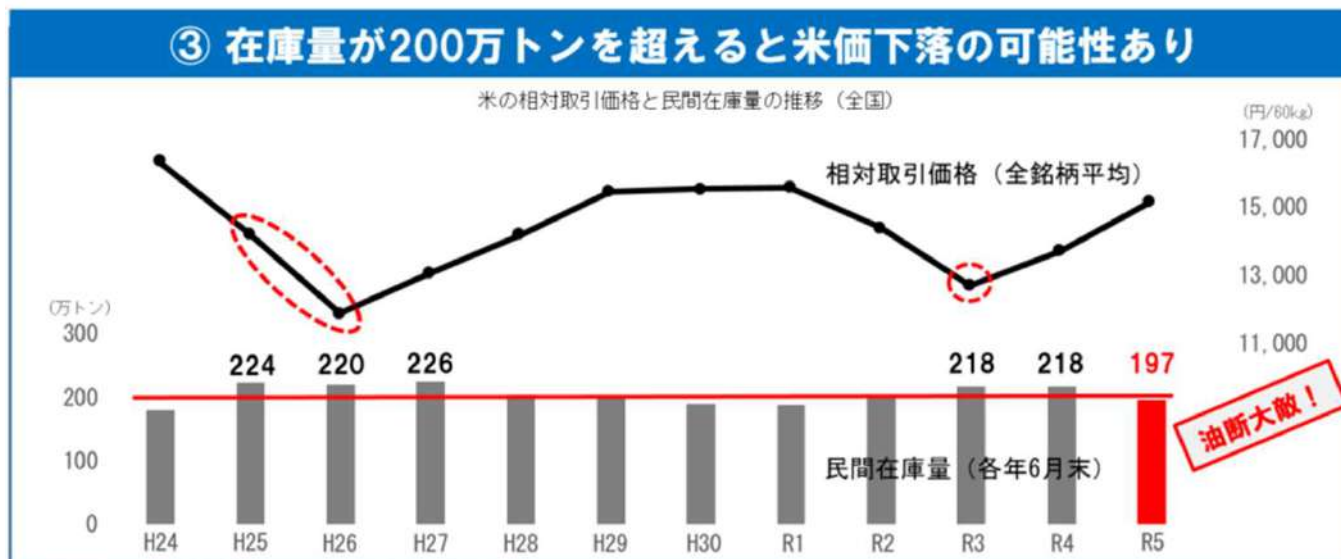
●米の需給を取り巻く状況



※出典：農林水産省「食料需給表」から作成



※出典：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」から作成



岡山県地域農業再生
協議会資料より

再び米価が下落するおそれがあります。

(1) 主食用米からの作付転換

需要と供給のバランスが崩れると、再び米価が下落するおそれ



経営安定を図るため、作付転換が推奨



国からの支援があります

水田活用の
直接支払交付金

畑地化促進事業

4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

(1) 主食用米からの作付転換

●水田活用の直接支払交付金

農水省HPより

水田活用の直接支払交付金

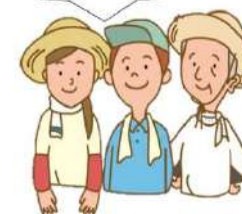
(令和6年度予算概算決定額：2,905億円の内数)

支援内容

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

収量が増えるほど助成額が増えるのかあ…
努力が報われる仕組みだね！



県内の多くの市町村で活用されています

4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

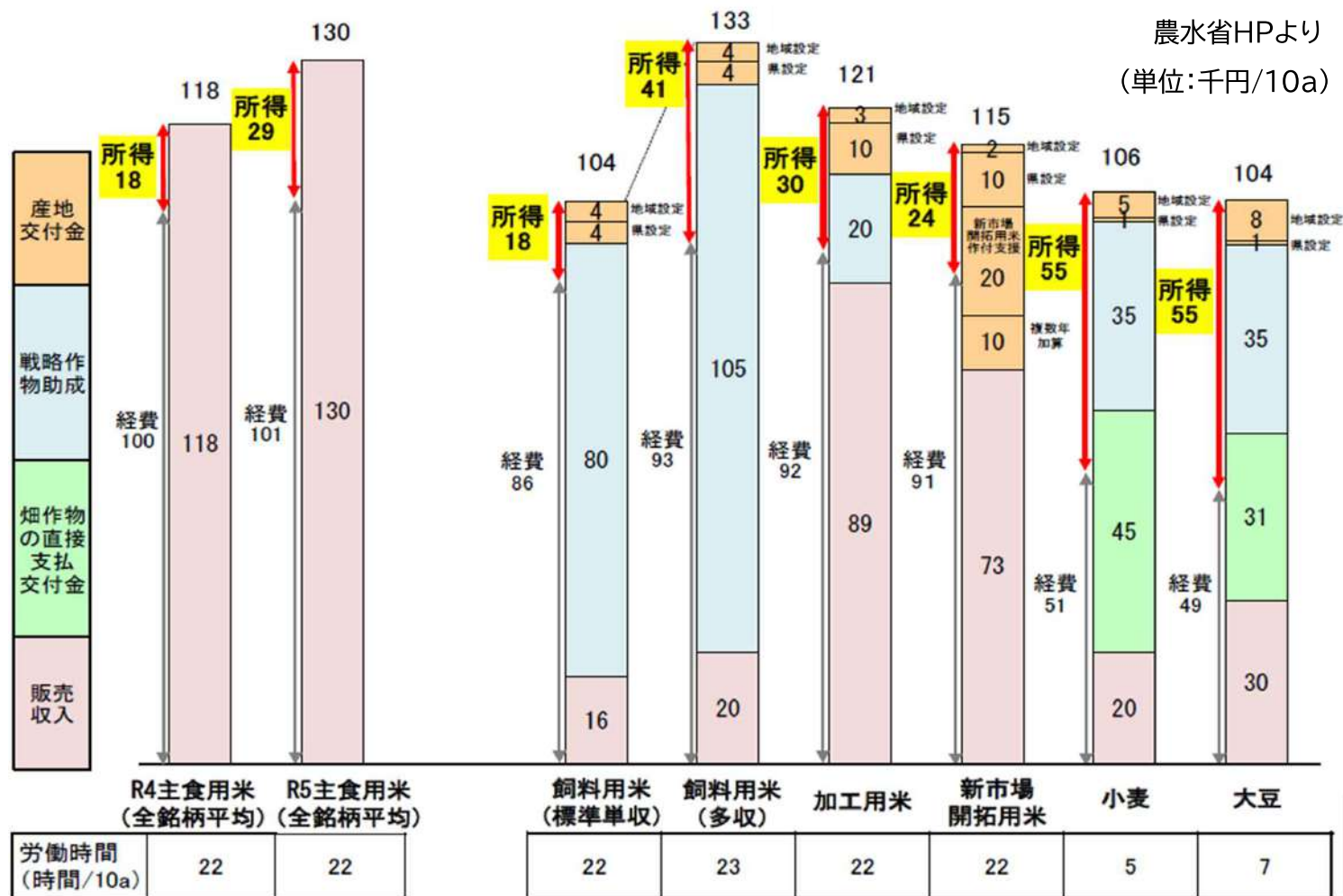
(1) 主食用米からの作付転換

●水田活用の直接支払交付金

(参考) 令和6年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得

農水省HPより

(単位:千円/10a)



主食用米作付より高い所得が期待されます

4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

(1) 主食用米からの作付転換

●畑地化促進事業

農水省HPより

支援内容

(令和5年度補正予算額：750億円)

畑地化支援・定着促進支援

➤ 畑地化支援

水田を畑地化※¹して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

※1 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。

➤ 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1 畑地化支援 (令和6年度単価)	2 定着促進支援 (令和6年度単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円/10a	・ 2.0(3.0※ ²)万円/10a × 5年間 または ・ 10.0(15.0※ ²)万円/10a (一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

※2 加工・業務用野菜等の場合

畑地化への円滑な移行を促し、生産が安定するまでの一定期間
継続的に支援されます

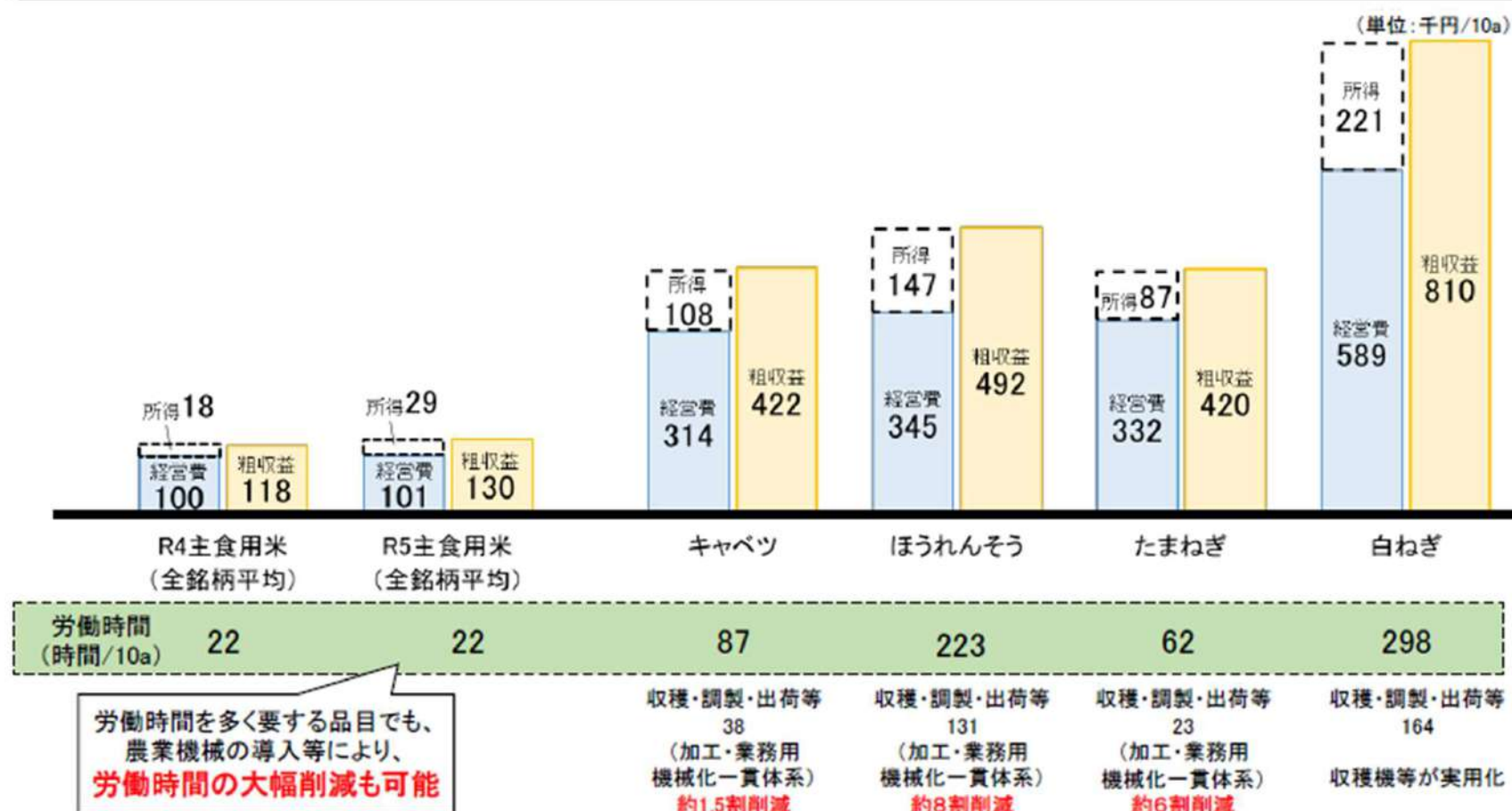
4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

(1) 主食用米からの作付転換

(参考) 主食用米と露地野菜の所得比較

農水省HPより

○ 野菜は労働時間を多く要するが、**主食用米と比較して高い所得**が得られる。また、近年は、乗用管理機や収穫機等が普及しつつあり、こうした農業機械の導入等により、労働時間の大幅な削減も可能。



4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

(1) 主食用米からの作付転換

(参考) 全国での畑地化取組事例

農水省HPより



全国の水田で様々な取組が進んでいます

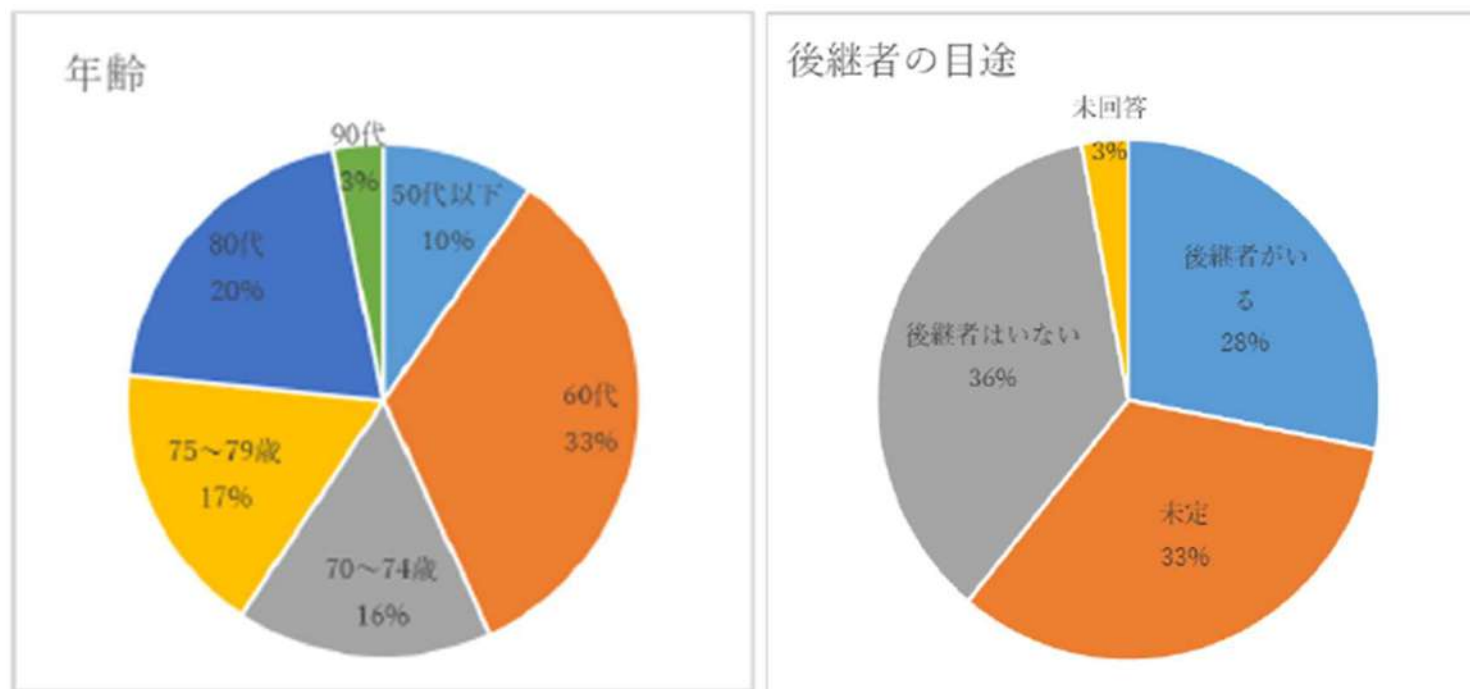
4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

(2) 集落営農組織の設立について

●農用地区域内耕作者の年齢及び後継者の確保状況

令和2年実施「早島町人・農地プラン」アンケート調査結果より

調査対象区域	対象耕作者	回答者	回答率
前潟地区農振農用地区域	139人	93人	67%

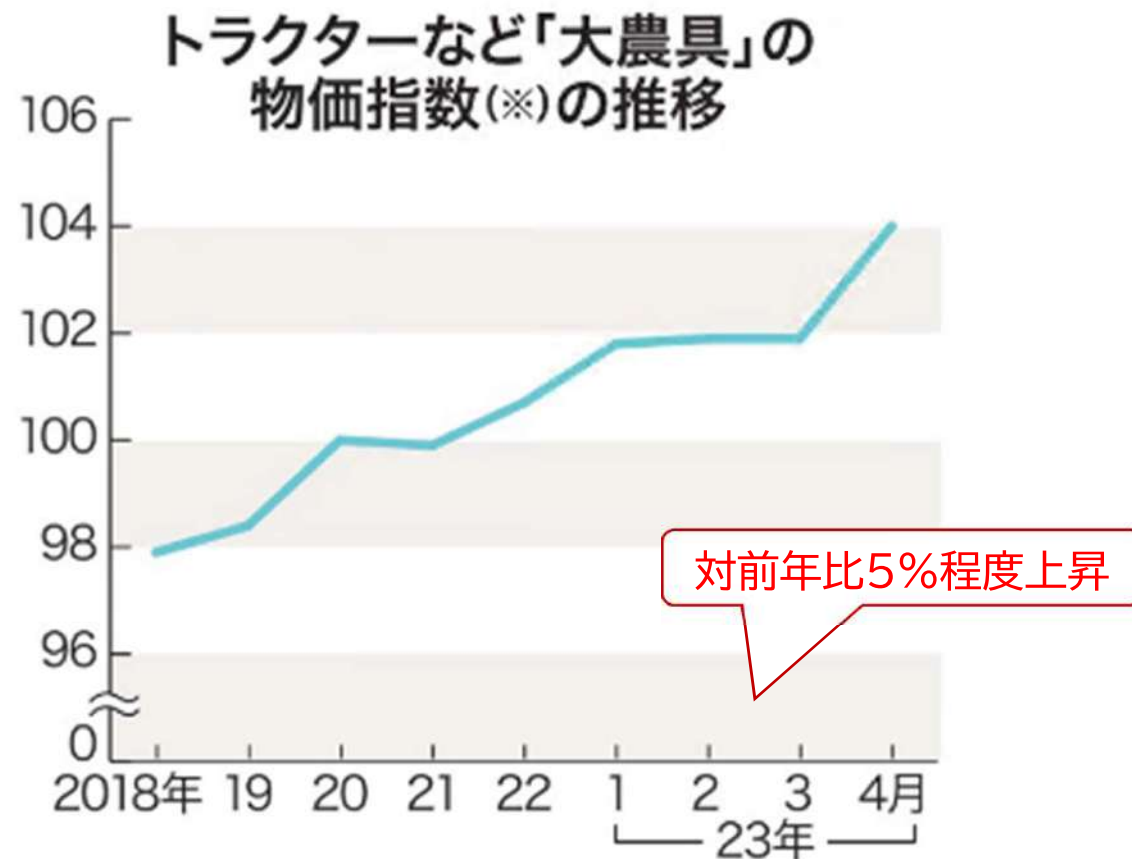


○平均年齢は70歳を超えています

○後継者がいるのは30%弱です

(2) 集落営農組織の設立について

●農機具価格の推移



○原材料費・物流経費の高騰による農機具価格の値上げが続いています

(2) 集落営農組織の設立について

高齢化、担い手不足により
耕作放棄地が急増するおそれ

農機具コスト上昇による
農業所得の低下の懸念



**みなさんで集落営農に
取り組んでみませんか。**

農村の高齢化、担い手不足が進んでいます。地域の農業・農村を維持し、発展させていくため、皆さんで**集落営農に取り組んでみませんか。**

国としても、集落営農を様々な形で支援しておりますので、**みなさんで組織づくりに向けた話し合いを進めてみてはいかがでしょうか。**

★ 集落営農とは、複数の個人が集まって、機械の共同利用、作業の共同化により経営の効率化を図る取組です。

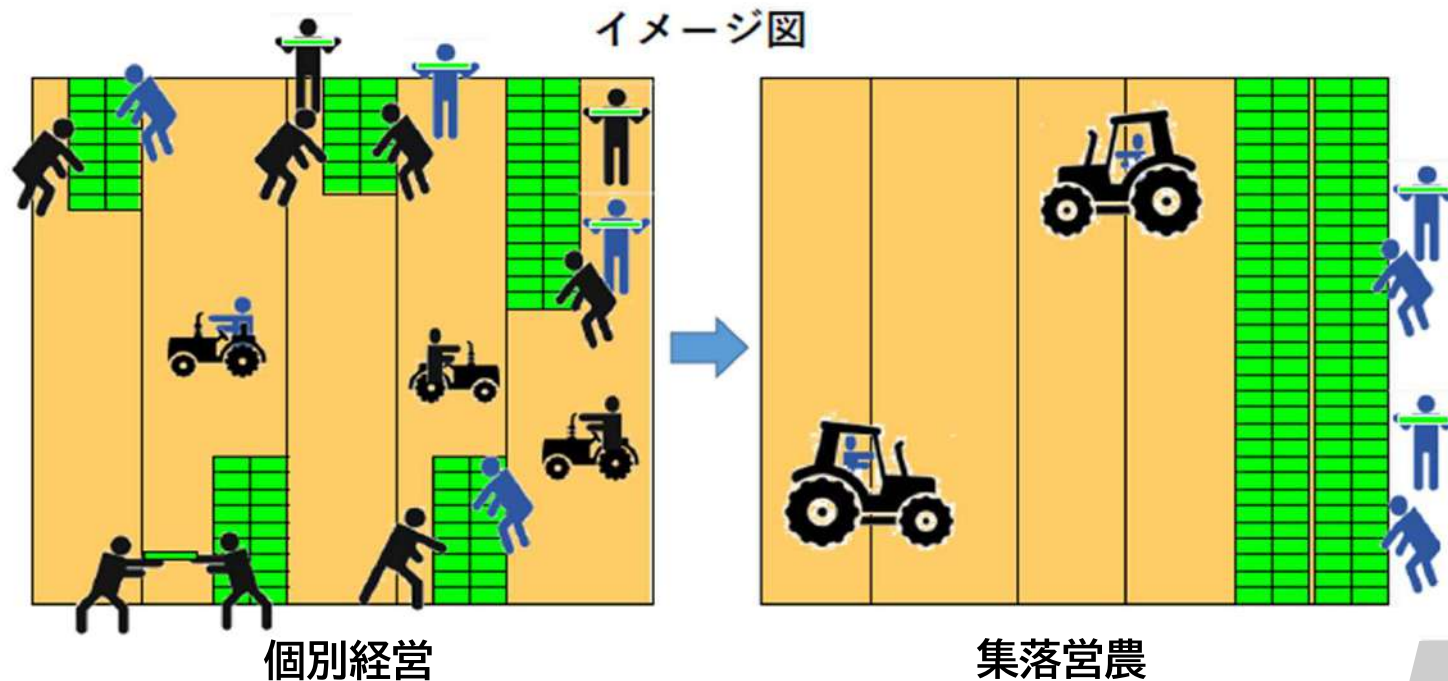
4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

(2) 集落営農組織の設立について

●集落営農のメリット

機械の大型化や一部作業の共同化により、労力の軽減が図られ、負担が少なくなる

共同で機械を使うことで、負担となっている機械代を軽減でき、米の生産費を安くすることができる。



4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について

(2) 集落営農組織の設立について

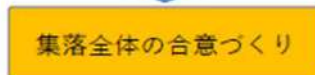
●集落営農組織設立の流れ



みんなで話し合うことから始めます。
問題点や将来への不安など、意見を出し合います。



準備委員会ではビジョン作成、具体的な経営方針、研修などを行います。

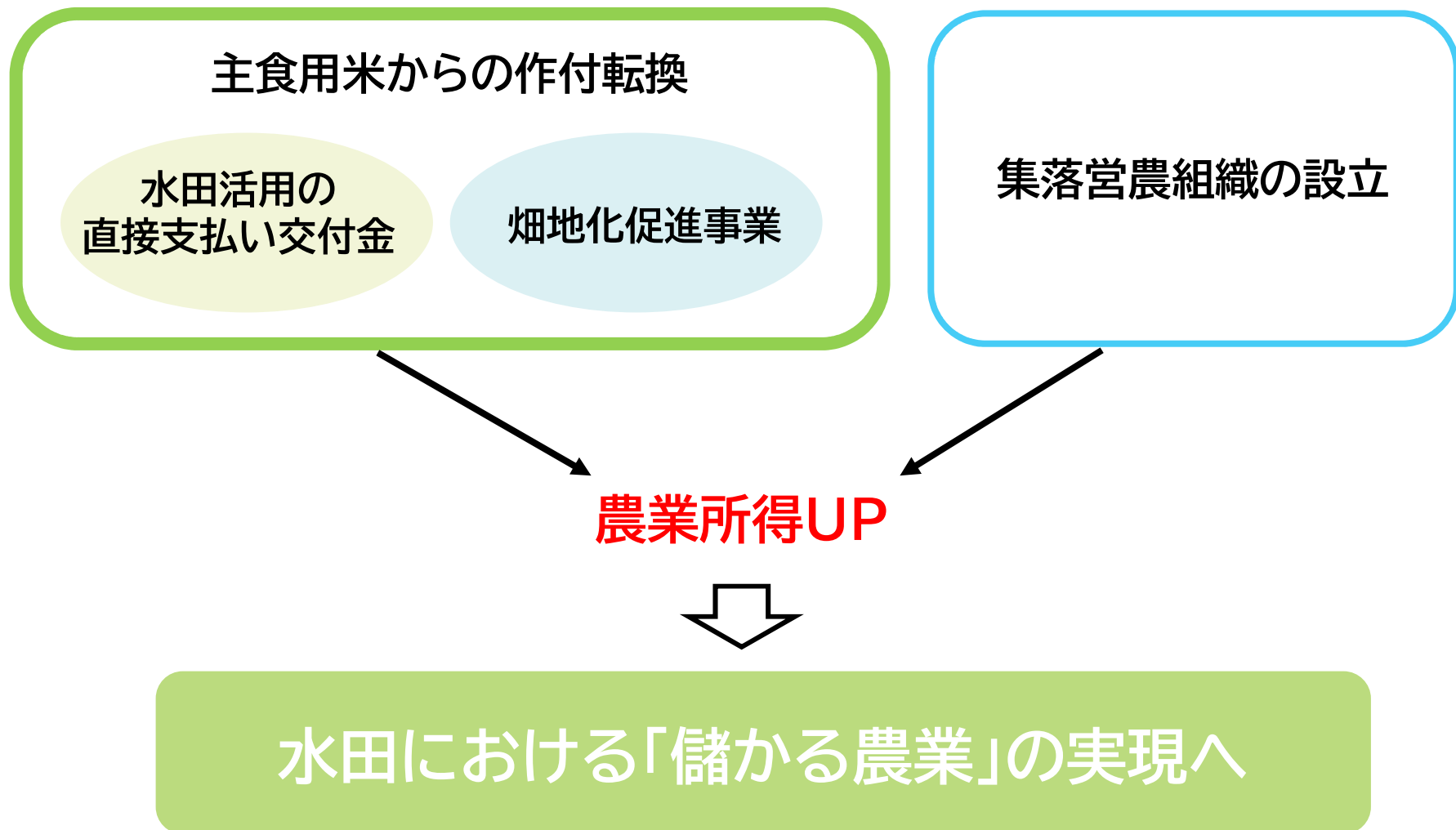


準備委員会で決めたことを座談会で説明し、集落全体の合意を得ます。



総会では設立時期、役員体制、営農計画、規約などの議決を行います。

4. 水田における「儲かる農業」の実現に向けた取組について





5. アンケート調査の実施について

5. アンケート調査の実施について

お聞きしたい主なこと

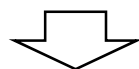
経営規模の拡大意向

後継者の確保状況

町に求める施策
町へのご提案

今後の基盤整備に
対する意見

「儲かる農業」に
対する意欲・関心



これからの農業施策の決定・推進の材料に

●実施概要

調査対象	農用地区域内農地所有者・耕作者（約220名）
調査方法	郵送による配布・回収
発送時期	令和6年4月～5月中（予定）
回答締切	発送後1か月程度

ご協力よろしくお願いします